

# 経理規程施行細則

学校法人 菅原学園

昭和51年 4月 1日(制 定)

昭和51年 4月 1日(発 行)

(令和 7年 4月 1日(第5回改正))

(第 6 版)

承 認	作 成
令和6年×月×日	令和6年×月×日



## 経理規程施行細則

### (目的)

第1条 この細則は、学校法人菅原学園経理規程（以下「規程」という。）施行上必要な事項について定めるものである。

### (勘定科目)

第2条 規程第9条の勘定科目の名称及び配列は、この細則の別表1に定める勘定科目表に従う。

### (会計帳簿)

第3条 規程第10条第1項に定める会計帳簿のうち補助簿は、次のとおりとする。

- |            |             |
|------------|-------------|
| [1] 現金出納帳  | [6] 借入金等台帳  |
| [2] 預金出納帳  | [7] 学費収納金台帳 |
| [3] 有価証券台帳 | [8] 基本金台帳   |
| [4] 不動産台帳  | [9] 給与台帳    |
| [5] 備品台帳   | [10] 支払台帳   |

### (固定資産の価格)

第4条 規程第30条第2項の取得価格に含まれる附帯経費とは、次に掲げるものをいう。

- |           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| [1] 仲介手数料 | [6] 補償料                     |
| [2] 設計料   | [7] 立除料                     |
| [3] 監理料   | [8] 運搬料                     |
| [4] 測量費   | [9] 据付料                     |
| [5] 整地料   | [10] 当該資産を事業の用に供するため直接要した費用 |

但し、次に掲げるものについては附帯経費から除外する。

- (1) 取得にあたって事前に要した調査費、旅費
- (2) 建物完成に伴う落成式等の経費

### (減価償却)

第5条 規程第33条第3項に定める減価償却資産の耐用年数、残存価格及び計算手続き等は、次のとおりとする。

- (1) 耐用年数：財務省令による。
- (2) 残存価格：零とする。
- (3) 備忘価格：耐用年数経過後で現に使用中の減価償却資産の備忘価格は1円とする。

- (4) 計算手続：①個別償却を原則とする。  
②年度中途で取得した資産にかかる減価償却については翌年度から行う  
ものとし、その年度は零とする。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

制定 昭和59年4月1日  
改正 平成3年4月1日（第1回改正）  
平成16年4月1日（第2回改正）  
平成28年4月1日（第3回改正）  
平成31年4月1日（第4回改正）

# 勘定科目表

令和7年 4月 1日

学校法人 菅原学園

大科目	中科目	小科目	コード番号	内 容
有形固定資産	土地			貸借対照表日後1年を超えて使用される資産をいう。耐用年数が1年末満になっているものであっても使用中のものを含む。
	建物			建物に附属する電気、給排水、暖房等の設備を含む。
	構築物			プール、競技場、庭園等の土木設備又は工作物、広告塔等をいう。
	教育研究用機器備品			標本及び模型を含む。
	管理用機器備品			
	図書			書類等の出版物で長期間にわたって使用保存するもの。
	車両			
	建設仮勘定			建設中又は製作中の有形固定資産をいい、工事前払金、手付金等を含む。
	(何)引当特定資産			使途が特定された預金等をいう。
	第2号基本金引当特定資産			
固定資産	第3号基本金引当特定資産			
	(何)引当特定資産			
	借地権			地上権を含む。
	施設利用権			
	電話加入権			専用電話、加入電話等の設備に要する負担金額をいう。
	ソフトウエア			
	有価証券			長期に保有する有価証券をいう。
	保育所繰越積立預金			
	収益事業元入金			収益事業に対する元入額をいう。
	長期貸付金			その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。
	保証金			
	敷金			
	預託金			
流動資産	現金預金			
	未収入金			学生生徒等納付金、補助金等の貸借対照表日における未収額をいう。
	貯蔵品			減価償却の対象となる長期的な使用資産を除く。
	短期貸付金			その期限が貸借対照表日後1年内に到来するものをいう。
	立替金			
	仮払金			勘定科目が確定しない場合又は、概算払いの金額も確定しない支出をいう。
	有価証券			一時的に保有する有価証券をいう。
	前払金			
固定負債	長期借入金			その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。
	長期未払金			その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。
	退職給与引当金			退職金規程等による計算に基づく退職給与引当額をいう。
流動負債	短期借入金			その期限が貸借対照表日後1年内に到来するものをいい、資金借入のために振り出した手形上の債務を含む。
	未払金			
	前受金			
	仮受金			取引内容が不明である場合又は、金額が確定しない入金をいう。
	預り金			教職員の源泉所得税、社会保険料等の預り金をいう。
基本金	第1号基本金			学校法人会計基準(以下「基準」という。)第13条第1項第1号に掲げる額に係る基本金をいう。
	第2号基本金			基準第13条第1項第2号に掲げる額に係る基本金をいう。
	第3号基本金			基準第13条第1項第3号に掲げる額に係る基本金をいう。
	第4号基本金			基準第13条第1項第4号に掲げる額に係る基本金をいう。
繰越収支差額	翌年度繰越収支差額			

大科目	小科目	コード番号	内 容
学生生徒等納付金	授業料		聴講料、補講料等を含む。
	入学金		
	設備協力費		
	施設設備費		施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。
	実習費		教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。
	教材費		幼稚園の教材費をいう。
	行事活動費		
	プール維持費		幼稚園のプール維持費をいう。
	施設維持費		大学の施設維持費をいう。
	維持費		大学の教育維持費をいう。
その他の納付金			
手数料	入学選考料		その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。
	試験料		学科変更による転科・追再試験等のために徴収する収入。
	証明手数料		各種証明手数料収入をいう。
	大学入学共通テスト実施手数料		
寄付金	特別寄付金		施設設備寄付金以外の寄付金をいう。
	一般寄付金		用途指定のない寄付金をいう。
	現物寄付		施設設備以外の現物資産等の受贈額をいう。
経常費等補助金			施設設備補助金以外の補助金をいう。
	国庫補助金		日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。
	県補助金		県からの補助金をいう。
	市町村補助金		区市町村からの補助金をいう。
	施設型給付費補助金		認定こども園に対する国・県・市町村からの施設型給付をいう。
付随事業収入	保育給付費補助金		保育園に対する国・県・市町村からの施設型給付をいう。
	補助活動収入		食堂、売店、寄宿舎等教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。
	保育所収入		
	受託事業収入		外部から委託を受けた試験、研究等による収入をいう。
	預り保育収入		幼稚園の預り保育の収入をいう。
雑収入	附属事業収入		
			施設設備利用料、廃品売却収入その他学校法人の負債とならない上記の各収入以外の収入をいう。
	施設設備利用料		
	退職金団体交付金		
	退職給与引当金戻入額		
	私立大学退職金財団交付金		
その他の雑収入			

## 事業活動収支計算書－教育活動収支－事業活動支出の部－人件費

基本－I－5－(06)

大科目	小科目		コード番号	内 容
人件費	教育人件費	本務教員	本 債	教員の給与規程に基づく基本給をいう。
		期 末 手 当		教員の給与規程に基づく夏期・冬期の賞与をいう。
		そ の 他 の 手 当		教員の給与規程に基づく諸手当及び時間外手当をいう。
		所 定 福 利 費		教員の私学共済・社会保険料・雇用保険等法律に基づく強制加入の法人負担額及び教員負担分の保険料等をいう。
		私立大学退職金財団負担金		私立大学退職金財団に対する教員の退職金給付の資金負担金をいう。
	兼務教員			非常勤講師に対する給与をいう。
人件費	職員人件費	本務職員	本 債	職員の給与規程に基づく基本給をいう。
		期 末 手 当		職員の給与規程に基づく夏期・冬期の賞与をいう。
		そ の 他 の 手 当		職員の給与規程に基づく諸手当及び時間外手当をいう。
		所 定 福 利 費		職員の私学共済・社会保険料・雇用保険等法律に基づく強制加入の法人負担額及び職員負担分の保険料等をいう。
		私立大学退職金財団負担金		私立大学退職金財団に対する職員の退職金給付の資金負担金をいう。
	兼務職員			非常勤職員に対する給与をいう。
役員報酬				理事及び監事に支払う報酬をいう。
退職給与引当金繰入額				
退職金		教 員		教員の退職金。
		職 員		職員の退職金。
		役 員		理事及び監事の退職金。

## 事業活動収支計算書－教育活動収支－事業活動支出の部－教育研究経費

基本－I－5－(06)

大科目	小科目	補助科目	コード番号	内 容
				教育研究のために支出する経費(学生、園児等を募集するために支出する経費を除く。)をいう。
消 耗 品 費	教 科 書			
	教 材 費			教育や実習で要する材料や部品などをいう。
	消 耗 備 品 費			備品に準ずるもので3万円～10万円未満までのものをいう。
	消 耗 品 費			教材料消耗品・保健衛生用消耗品などをいう。
修 繕 費				教育研究用建物、機器備品等の修繕をいう。
光 熱 水 費	電 気 料			
	水 道 費			
	ガ ス 料			
	燃 料 費			重油・灯油代などをいう。
旅 費 交 通 費				教育研究に於いての引率旅行研修経費をいう。なお、通勤手当は含まない。
奨 学 費				奨学生に支給した金額や入学時の特待生の免除金額をいう。
通 信 費				NTT等の電話代、切手、葉書等郵送料をいう。
諸 会 費				定期的に生ずる町内会費や各種団体等への会費の納入金をいう。
保 険 料				団体保険や交通傷害保険をいう。
図 書 購 読 料				新聞・雑誌、書籍等を購入した時のものをいう。
業 務 委 託 費				施設設備の保守点検などをいう。
印 刷 製 本 費				教材等の印刷及び製本のための支出をいう。
支 払 報 酬 手 数 料				講演料、医師の検診料、一時的な学生のアルバイト代などをいう。(適用には1名づつ名前を記載する。)
福 利 厚 生 費				学生、園児に係る学校安全会掛金、傷害保険料・表彰記念品・見舞金、春の健康診断料をいう。
賃 借 料				施設設備等の賃借料、リース料等をいう。
施 設 利 用 料				
実 習 費				特定の学科、コース等の研修、イベント等をいう。
教 員 研 究 費				
行 事 研 修 費				学園、学校全体のイベントをいう。
生 徒 活 動 費				クラブ及びサークル活動費をいう。
減 価 償 却 額				教育研究用減価償却資産に係る当該会計年度分の減価償却額をいう。
雜 費				上記科目以外に設定できないものをいう。

大科目	小科目	補助科目	コード番号	内 容
消耗品費	消耗備品費			備品に準ずるもので3万円～10万円未満までのものをいう。
	消耗品費			教材材料以外の消耗品・保健衛生用消耗品をいう。
修繕費				管理用建物、機器備品等の修繕をいう。
光熱水費	電気料			学生寮の電気料をいう。
	水道費			学生寮の水道料をいう。
	ガス料			学生寮のガス料をいう。
	燃料費			重油・灯油代などをいう。
旅費交通費				役員、法人本部及び学校等の法人本部に準じる事務に対応する分の旅費交通費をいう。
通信費				NTT等の電話代及び入学案内パンフ送料、切手、葉書等郵送料をいう。
広報費				学生、園児募集に要する広告、宣伝費などをいう。
公租公課				印紙、自動車税、自動車重量税、固定資産税などをいう。
諸会費				定期的に生ずる町内会費や各種団体等への会費の納入金をいう。
涉外費				お土産代、交通費等をいう。
自動車費				自動車の修理、車検、ガソリン代等をいう。
保険料				団体保険や交通傷害保険、旅行保健、建物等の火災保険をいう。
図書購読料				新聞・雑誌、書籍等を購入したときのものをいう。
業務委託費				施設設備の保守点検などをいう。
印刷製本費				印刷及び製本のための支出をいう。
支払報酬手数料				公認会計士、弁護士、税理士等の報酬を含む一時的なアルバイト代をいう。
福利厚生費				教職員に対する所定福利費以外の福利費をいう。
賃借料				施設設備等の賃借料、リース料等をいう。
賄費				幼稚園の給食費・牛乳代等及び学生寮の賄費をいう。
補助活動事業費				
附属事業費				
補助金返還金				
減価償却額				管理用減価償却資産に係る当該会計年度分の減価償却額をいう。
雜費				上記科目以外に設定できないものをいう。

## 事業活動収支計算書－教育活動収支－事業活動支出の部－徴収不能額等

基本－I－5－(06)

大科目	小科目	コード番号	内 容
徴収不能額等	徴収不能引当金繰入額		
	徴収不能額		徴収不能引当金への繰り入れが不足していた場合には、当該会計年度において徴収不能になった金額と徴収不能引当金計上額との差額を徴収不能額として記載するものとする。

## 事業活動収支計算書－教育活動外収支－事業活動収入の部

大科目	小科目	コード番号	内 容
受取利息・配当金	第3号基本金引当特定資産運用収入		第3号基本金引当特定資産の運用により生ずる収入をいう。
	その他の受取利息・配当金		預金・貸付金等の利息、株式の配当金等をいい、第3号基本金引当特定資産運用収入を除く。
その他の教育活動外収入	収益事業収入		収益事業会計からの繰入収入をいう。

## 事業活動収支計算書－教育活動外収支－事業活動支出の部

大科目	小科目	コード番号	内 容
借入金等利息	借入金利息		借入金に対する利息をいう。
その他の教育活動外支出			

## 事業活動収支計算書－特別収支－事業活動収入の部

大科目	小科目	コード番号	内 容
資産売却差額			
	施設処分差額		施設売却収入がその資産の帳簿残高を超えた場合その超過額。
	設備処分差額		設備売却収入がその資産の帳簿残高を超えた場合その超過額。
	機器備品処分差額		機器備品売却収入がその資産の帳簿残高を超えた場合その超過額。
	車両処分差額		車両売却収入がその資産の帳簿残高を超えた場合その超過額。
	有価証券売却差額		有価証券を売却しその有価証券の帳簿残高を超えた場合その超過額。
その他の特別収入	施設設備の寄付金		施設設備の拡充等のための寄付金をいう。
	現物寄付		施設設備の受贈額をいう。
	施設設備補助金		施設設備の拡充等のための補助金をいう。
	過年度修正額		前年度以前に計上した収入又は支出の修正額で当年度の収入となるものをいう。

## 事業活動収支計算書－特別収支－事業活動支出の部

大科目	小科目	コード番号	内 容
資産処分差額			
	施設処分差額		施設の帳簿残高がその資産売却収入を超えた場合その超過額。
	設備処分差額		設備の帳簿残高がその資産売却収入を超えた場合その超過額。
	機器備品処分差額		機器備品の帳簿残高がその資産売却収入を超えた場合その超過額。
	車両処分差額		車両の帳簿残高がその資産売却収入を超えた場合その超過額。
その他の特別支出	有価証券売却差額		有価証券の帳簿残高がその有価証券の売却収入を超えた場合その超過額。
	災害損失		
	過年度修正額		前年度以前に計上した収入又は支出の修正額で当年度の支出となるもの。